

議案第18号

債権の放棄について（教育委員会関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市高等学校等奨学金貸与条例（昭和63年大阪市条例第7号）に基づき本市が行った高等学校等奨学金の貸与2件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 高等学校等奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる高等学校等奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額の合計金684,500円及びこれらに対する遅延利息

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成6年4月から平成9年3月まで	金253,800円
2	平成6年4月から平成8年1月まで	金430,700円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

令和7年2月7日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

本市が行った高等学校等奨学金の貸与に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。